

**東日本大震災により倒壊・流失等した  
建物の職権による滅失登記作業の終了  
について（お知らせ）**

盛岡地方法務局では、東日本大震災によって倒壊・流失等した建物について、被災された方々の登記申請の負担軽減を図るとともに、被災地の速やかな復興のため、県内の被災地域において、所有者の申請によらずに登記官の職権で滅失作業を行い、その作業が終了しました。

この作業に関するお問い合わせ先は、次のとおりです。

盛岡地方法務局 登記部門地図整備・筆界特定室

TEL 019-654-2317